

住宅建替えに係る住宅用地認定特例申告書

令和 年 月 日

安芸市長 様

申告者 住所.....  
 (土地所有者) 氏名.....  
 個人番号又は法人番号.....  
 連絡先(.....) - .....

下記住宅用地については建替えの為従来の居宅を取り壊しましたので、建替え住宅用地の特例を受けたく、安芸市市税条例第 74 条第 1 項に基づき下記のとおり申告します。

○土地所在地(取り壊した住宅が 2 筆以上にまたがっていた場合は、すべての筆を記入してください)

大字	字	地番	地積(m <sup>2</sup> )	所有者 (登記名義人)

○家屋情報

取り壊し 住宅	所有者			
	構造	木造・鉄筋・軽鉄 その他( )	用途	居宅・アパート 併用住宅
	住宅取り壊し年月日	令和 年 月 日		
建替え 住宅	所有者			
	構造	木造・鉄筋・軽鉄 その他( )	用途	居宅・アパート 併用住宅
	着工年月日	令和 年 月 日		
	竣工予定年月日	令和 年 月 日		
	前所有者との関係			

※住宅用途の特例対象外となった場合、遡って更正されても異議はありません。

●税務課記入欄

家屋担当	土地担当	係長	課長補佐	課長	入力確認
入力日:					

## 建替え住宅用地の特例を受けられる方へ

住宅用地に係る固定資産税は、税負担を特に軽減する必要があることより、特例措置が適用されます。

また、建替えを目的として既存の住宅を取り壊し、賦課期日(1月1日)までに建築が完了しなかった場合に下記要件を満たすものについては、その土地の所有者の申請に基づき翌年度も住宅用地として取り扱うことが可能です。

### 【建替え住宅用地特例の要件】

- ① 当該土地が、当該年度の前年度に係る賦課期日において住宅用地であったこと。
- ② 当該土地において、住宅の建築が当該年度に係る賦課期日において着手されており、当該年度の翌年度に係る賦課期日において完成するものであること。
- ③ 住宅の建て替えが、建替え前の敷地と同一の敷地において行われるものであること。
- ④ 当該年度の前年度に係る賦課期日における当該土地所有者と、当該年度に係る賦課期日における当該土地所有者が原則として同一であること。
- ⑤ 当該年度の前年度に係る賦課期日における当該住宅の所有者と、当該年度に係る賦課期日における当該住宅の所有者が原則として同一であること。

なお、申告書を提出いただいても、要件を満たさないことが確認された場合は特例を適用した年度に遡って遡及課税させていただきますので、ご承知ください。

※「原則として同一」：土地所有者の配偶者又は直系血族等を示します。

～お問い合わせ先～

安芸市役所税務課資産税係

住所：安芸市矢ノ丸1丁目1-4-40

TEL：0887-35-1006

FAX：0887-35-4445